

鳥取県立歯科衛生専門学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県規則第12号

鳥取県立歯科衛生専門学校学則の一部を改正する規則

鳥取県立歯科衛生専門学校学則（昭和57年鳥取県規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後	改正前
目次 第1章 総則（第1条・ <u>第1条の2</u> ） 第2章～第6章 略 <u>第6章の2 職員組織等（第18条の2・第18条の3）</u> 第7章～第10章 略 附則  <u>（位置）</u> <u>第1条の2 学校を設置する位置は、鳥取県鳥取市吉方温泉三丁目751番地5とする。</u>  第2章 略  （休業日） 第5条 学校の休業日は、次のとおりとする。 （1）及び（2） 略 （3） 夏季、冬季及び春季において、 <u>校長（鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務の委任を受けた学校の長をいう。以下同じ。）</u> が定める日 （4） 前3号に定めるもののほか、 <u>校長</u> が定める日 2 前項第3号の校長が定める日は、学年を通じ12週間を超えない範囲内で定めるものとする。 3 <u>校長</u> は、教育上必要があると認めるときは、 <u>第1</u>	目次 第1章 総則（第1条） 第2章～第6章 略  第7章～第10章 略 附則  第2章 略  （休業日） 第5条 学校の休業日は、次のとおりとする。 （1）及び（2） 略 （3） 夏季、冬季及び春季において、 <u>知事</u> が定める日  （4） 前3号に定めるもののほか、 <u>知事</u> が定める日 2 前項第3号の知事が定める日は、学年を通じ12週間を超えない範囲内で定めるものとする。 3 <u>知事</u> は、教育上必要があると認めるときは、 <u>前項</u>

項第1号から第3号までに掲げる休業日を変更することができる。

(授業科目等)

第6条 略

2 学年ごとの教育内容、授業科目及び単位数は、校長が別に定める。

(授業科目の単位の修得の認定)

第7条 略

2 略

3 第1項の出席時間数は、出席すべき時間数の3分の2以上を満たさなければならない。

(卒業)

第9条 略

(称号)

第9条の2 学校を卒業した者は、専門士(歯科衛生士専門課程)と称することができる。

## 第6章 入学、休学、退学等

(入学志願手続)

第11条 学校への入学を志願する者(以下「入学志願者」という。)は、所定の期日までに、入学願書(様式第2号)を次に掲げる書類を添えて校長に提出しなければならない。

(1)~(3) 略

(入学選抜試験)

第11条の2 略

2 略

3 前項に定めるもののほか、入学選抜試験に関し必要な事項は、校長が別に定める。

(入学の許可)

第12条 略

2 入学の許可を受けようとする者は、入学許可願(様式第2号の2)を校長に提出しなければならない。

3 校長は、前項の入学許可願の提出があった場合において、支障がないと認めるときは、当該入学許可

第1号から第3号までに掲げる休業日を変更することができる。

(授業科目等)

第6条 略

2 学年ごとの教育内容、授業科目及び単位数は、別に定める。

(授業科目の単位の修得の認定)

第7条 略

2 略

3 第1項の出席時間数は、出席すべき時間数の3分の2以上を満たさなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(卒業)

第9条 略

## 第6章 入学、休学、退学等

(入学志願手続)

第11条 学校への入学を志願する者(以下「入学志願者」という。)は、所定の期日までに、入学願書(様式第2号)を次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1)~(3) 略

(入学選抜試験)

第11条の2 略

2 略

3 前項に定めるもののほか、入学選抜試験に関し必要な事項は、別に定める。

(入学の許可)

第12条 略

2 入学の許可を受けようとする者は、入学許可願(様式第2号の2)を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の入学許可願の提出があった場合において、支障がないと認めるときは、当該入学許可

願を提出した者の入学を許可するものとする。

- 4 校長は、前項の規定により、入学許可願を提出した者の入学を許可したときは、入学許可書（様式第2号の3）をその者に交付するものとする。

（入学手続）

第13条 入学を許可された者は、所定の期日までに、次に掲げる書類を校長に提出しなければならない。

（1）及び（2）略

2 略

（誓約書の提出）

第14条 生徒は、保証人に変更があったときは、直ちに、その変更後の保証人が連署した誓約書（様式第4号）を校長に提出しなければならない。

（住所の変更等の届出）

第15条 生徒は、その住所若しくは氏名又は保証人の住所若しくは氏名に変更があったときは、直ちに、その旨を校長に届け出なければならない。

（休学及び退学）

第16条 生徒は、病気その他の理由により休学又は退学をしようとするときは、休学願（様式第5号）又は退学願（様式第6号）を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

- 2 校長は、前項の休学願の提出があったときは、休学の許可に必要な限度において、生徒に対し、医師の診断書その他必要と認める書類の提出又は報告を求めることができる。

（復学）

第17条 休学中の生徒は、その理由がなくなったため復学しようとするときは、復学願（様式第7号）を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

- 2 校長は、前項の復学願の提出があったときは、復学の許可に必要な限度において、生徒に対し、医師の診断書その他必要と認める書類の提出又は報告を求めることができる。

（除籍）

第18条 校長は、生徒が身体に障害を生ずる等により、成業の見込みがないと認められるときは、除籍をすることができる。

願を提出した者の入学を許可するものとする。

- 4 知事は、前項の規定により、入学許可願を提出した者の入学を許可したときは、入学許可書（様式第2号の3）をその者に交付するものとする。

（入学手続）

第13条 入学を許可された者は、所定の期日までに、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

（1）及び（2）略

2 略

（誓約書の提出）

第14条 生徒は、保証人に変更があったときは、直ちに、その変更後の保証人が連署した誓約書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

（住所の変更等の届出）

第15条 生徒は、その住所若しくは氏名又は保証人の住所若しくは氏名に変更があったときは、直ちに、その旨を知事に届け出なければならない。

（休学及び退学）

第16条 生徒は、病気その他の理由により休学又は退学をしようとするときは、休学願（様式第5号）又は退学願（様式第6号）を知事に提出し、その許可を受けなければならない。

- 2 知事は、前項の休学願の提出があったときは、休学の許可に必要な限度において、生徒に対し、医師の診断書その他必要と認める書類の提出又は報告を求めることができる。

（復学）

第17条 休学中の生徒は、その理由がなくなったため復学しようとするときは、復学願（様式第7号）を知事に提出し、その許可を受けなければならない。

- 2 知事は、前項の復学願の提出があったときは、復学の許可に必要な限度において、生徒に対し、医師の診断書その他必要と認める書類の提出又は報告を求めることができる。

（除籍）

第18条 知事は、生徒が身体に障害を生ずる等により、成業の見込みがないと認められるときは、除籍をすることができる。

## 第6章の2 職員組織等

### (職員組織)

第18条の2 学校に、校長その他の職員を置く。

2 前項の職員は、鳥取県立歯科衛生専門学校の設置及び管理に関する条例（昭和39年鳥取県条例第15号。以下「条例」という。）第8条の規定により学校の管理の委託を受けた社団法人鳥取県歯科医師会（昭和22年11月10日に社団法人鳥取県歯科医師会という名称で設立された法人をいう。）の職員をもって充てることができる。

### (運営委員会)

第18条の3 学校の運営に関する重要な事項を審議するため、運営委員会を設ける。

2 前項の運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、校長が別に定める。

## 第7章 授業料等

### (入学選抜手数料の納付)

第19条の2 学校の入学選抜試験を受けようとする者は、条例の定めるところにより、入学選抜手数料を納付しなければならない。

### (授業料等の減免)

第20条 略

2 授業料、入学選抜手数料及び入学料の減免を受けようとする者は、授業料等減免申請書（様式第8号）にその理由を証明する書類を添えて校長に提出しなければならない。

### (表彰)

第21条 校長は、学業成績が優秀で品行が方正であり、かつ、他の生徒の模範となると認められる生徒があるときは、これを表彰することができる。

### (懲戒)

第22条 校長は、教育上必要があると認めるときは、その事情により、生徒に対して訓告、停学又は退学の処分を行うことができる。ただし、退学は、次の各号のいずれかに該当する生徒に限り行うことができる。

## 第7章 授業料等

### (入学選抜手数料の納付)

第19条の2 学校の入学選抜試験を受けようとする者は、鳥取県立歯科衛生専門学校の設置及び管理に関する条例（昭和39年3月鳥取県条例第15号。以下「条例」という。）の定めるところにより、入学選抜手数料を納付しなければならない。

### (授業料等の減免)

第20条 略

2 授業料、入学選抜手数料及び入学料の減免を受けようとする者は、授業料等減免申請書（様式第8号）にその理由を証明する書類を添えて知事に提出しなければならない。

### (表彰)

第21条 知事は、学業成績が優秀で品行が方正であり、かつ、他の生徒の模範となると認められる生徒があるときは、これを表彰することができる。

### (懲戒)

第22条 知事は、教育上必要があると認めるときは、その事情により、生徒に対して訓告、停学又は退学の処分を行うことができる。ただし、退学は、次の各号の一に該当する生徒に限り行うことができる。

(1)~(4) 略

第23条 校長は、生徒に対し、年1回以上健康診断を行わなければならない。

(委任)

第25条 この規則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

別表(第6条関係)

教育内容	授業科目	総単位数	学年別単位数		
			第1学年	第2学年	第3学年
科学的思考の基盤・人間と生活	自然科学	4	4		
	人文科学・社会学	4	2	2	
	外国語	4	1	1	2
人体(歯・口腔を除く。)の構造と機能	人体構造学	3	3		
	人体機能学	1	1		
歯・口腔の構造と機能	口腔構造学	4	4		
	口腔機能学	1	1		
	生化学	1	1		
疾病の成り立ち及び回復過程の促進	病理学	2	2		
	薬理学	2	2		
	病原微生物学	2	2		
歯・口腔の健康と予防に関わる人間と社会の仕組み	口腔衛生学	6	4	2	
	衛生学・公衆衛生学	2	2		
	衛生行政・社会福祉	2		2	
歯科衛生士概論	歯科衛生士概論	3	3		
臨床歯科医学	歯・歯髄疾患論	2		2	
	歯周疾患論	2		2	
	咀嚼障害・咬合異常論	4		4	
	顎口腔疾患論	2		2	
	小児歯科疾患論	2		2	
	有病者歯科、障害者・高齢者歯科疾患論	2		2	

(1)~(4) 略

第23条 知事は、生徒に対し、年1回以上健康診断を行わなければならない。

(委任)

第25条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

別表(第6条関係)

教育内容	授業科目	単位数
科学的思考の基盤・人間と生活	自然科学	4
	人文科学・社会学	4
	外国語	4
人体(歯・口腔を除く。)の構造と機能	人体構造学	3
	人体機能学	1
歯・口腔の構造と機能	口腔構造学	4
	口腔機能学	1
	生化学	1
疾病の成り立ちと回復と構造	病理学	2
	薬理学	2
	病原生物学	2
歯・口腔の健康と予防に関わる人間と社会の仕組み	口腔衛生学	6
	衛生学・公衆衛生学	2
	衛生行政・社会福祉	2
歯科衛生士概論	歯科衛生士概論	3
臨床歯科医学	歯・歯髄疾患論	2
	歯周疾患論	2
	咀嚼障害・咬合異常論	4
	顎口腔疾患論	2
	小児歯科疾患論	2
	有病者歯科、障害者・高齢者歯科疾患論	2

	歯科口腔放射線論	2		2	
歯科予防処置論	歯科予防処置論	9	6	2	1
歯科保健指導論	保健指導学	6	4	1	1
	栄養指導	3	3		
歯科診療補助論	歯科診療補助論	15	5	10	
臨地実習	臨地・臨床実習	21		6	15
総合科学	行動科学	1			1
	隣接医学	2		1	1
	手話	1	1		
	体育	1	1		
	コンピュータ学	3	3		
合計		119	55	43	21

	歯科口腔放射線論				2
歯科予防処置論	歯科予防処置論				9
歯科保健指導論	保健指導学				6
	栄養指導				3
歯科診療補助論	歯科診療補助論				15
臨地実習	臨地・臨床実習				21
総合科学	行動科学				1
	隣接医学				2
	手話				1
	体育				1
	コンピュータ学				3
合計					119

様式第1号（第9条関係）

年 月 日	職 氏 名 印	課程と称することを認める	鳥取県立歯科衛生専門学校 課程 歯科衛生士学科の	第	号
				卒業証書	氏 年 月 日 生 名

様式第1号（第9条関係）

年 月 日	職 氏 名 印	る課程を修了したことを証し、専門士と称することを認める	鳥取県立歯科衛生専門学校 課程 歯科衛生士学科の	割り印	第	号
				卒業証書	氏 年 月 日 生 名	

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。